

資料

情報モラル教育の現状と課題に関する一考察 —「道徳」と「総合的な学習の時間」の事例をもとに—

佐藤典子*¹ 佐久間邦友*² 田中真秀*³ 山中信幸*⁴

要 約

本論は、情報教育の3観点8要素の1つである「情報社会に参画する態度」のうち「情報モラルの必要性や情報に対する責任」に焦点を当て、学校教育における「情報モラル教育」の取り扱いにおける現状と課題を明らかにすることを目的とする。結果、東京都の小学校中学校の情報モラル推進校では、学校教育の要であり教科横断的な役割をもつ「特別の教科 道徳」と「総合的な学習の時間」が「情報モラル」の視点（力量を含む）を培う際にコアになるべき科目といえたが、情報モラル教育を1つの教科だけで単発的に行うものではなく、「特別の教科 道徳」や「総合的な学習の時間」や「特別活動」の時間を相互に関連させながら実施していた。また、情報モラル教育を充実させるためには、新学習指導要領の着目点の1つである「社会に開かれた教育課程」の理念である「学校・地域・保護者の連携・協同」の視点を具体的にどのように加えていくかが課題といえる。

1. 研究の背景と研究方法

1.1 研究の背景と問題の所在

本論は、情報教育の3観点8要素の1つである「情報社会に参画する態度」のうち「情報モラルの必要性や情報に対する責任」に焦点を当て、学校教育における「情報モラル教育」の取り扱いにおける現状と課題を明らかにすることを目的とする。情報モラル教育を取り上げる背景には、2017（平成29）年3月に告示された小学校学習指導要領¹・中学校学習指導要領²、2018（平成30）年3月に告示された高等学校学習指導要領³の総則において、情報活用能力が言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられたことにある。

現在、子供を取り巻く環境は日々変化しており、パソコンやスマートフォンを使用する機会は増加し、ゲームやソーシャルネットワークサービス（Social Networking Service）（以下SNSとする）を利用するなど日常的にインターネットサービスを使用している状況にある。また、「新型コロナウイルス」による学校教育そのものの見直し等も後押

しとなりタブレット端末などを1人1台配布され、「GIGAスクール構想」が実現されようとしている。つまり、情報の高度化やAIの技術革新の急速な進展がすすみ、様々な知識や情報が共有されていくなかで、国際社会の新たな課題に対応した教育を推進していくことが我が国の教育施策として求められている。

このような情報化の進展は、様々な知識や情報の共有、伝達に有効であり、これまでにない新たな価値を創造するというメリットもある。その一方で、様々なメディアを通して得られる情報の中には、フェイクニュースなどの誤った情報や作為的に加工された情報もあり、それらによって子供たちが被害にあうこと、逆に加害者になる可能性もあることに留意しなければならない。

上記に挙げた加害者とは、SNSを用いた「いじめ」だけではなく、意識の有無にかかわらずフェイクニュースなど誤った情報を拡散してしまう行為を含む。また被害者とは、SNS上で犯罪に巻き込まれることなども含み、例えば、面識のない人との不適切

*1 東都大学 管理栄養学部 管理栄養学科

*2 日本大学 文理学部 教育学科

*3 大阪教育大学大学院 連合教職実践研究科

*4 川崎医療福祉大学 医療技術学部 健康体育学科

（連絡先）佐藤典子 〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-2-7 東都大学

E-mail: noriko.sato@tohto.ac.jp

な関係の構築や自らの裸体を安易に Web 上にさらしてしまうといったことが想定される。

そのため、こういった被害に子供が巻き込まれない、また、子供が加害者にならないようにするためにも、学校における情報モラル教育が必要である。例えば、情報がどのような過程を経て収集・処理・加工・伝達されているのかなどの仕組みを理解すること、また情報を発信することに対するリスクや責任について知ることが重要である。

1.2 調査の対象と方法

本論の調査は、2017（平成29）年3月に告示された小学校・中学校の学習指導要領と2018（平成30）年3月に告示された高等学校の学習指導要領をはじめ、文部科学省等の Web サイトや新聞等によって公開されている情報を調査対象とした。また、具体的な内容として東京都における児童生徒のインターネット利用の実態と東京都情報モラル推進校の設置状況、情報モラル推進校がどの教科でどのような情報モラル教育を実践しているかを調べ、今後の学校現場における情報モラル教育の進め方について考察した。

そこで、情報教育の3観点8要素の1つである「情報社会に参画する態度」のうち「情報モラルの必要性や情報に対する責任」に焦点を当て、学校教育における「情報モラル教育」の取り扱いにおける現状と課題を明らかにするために、本論では以下のリサーチクエスチョンを挙げる。「情報モラル」の視点を培うためには、学校全体の教育活動として取り組む必要があるが、特にコアになる科目である「特別の教科 道徳」と「総合的な学習の時間」のみが情報モラル教育に適しているといえるのかどうかという点を明らかにすることである。これは、学習指導要領や実践事例を通して明らかにする。

2. 先行研究の検討

「情報モラル」とは、情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度であり、情報モラル教育とは、上記の考え方と態度を子供たちに養う教育活動といえる。国立教育政策研究所⁴⁾によれば、情報モラル教育の内容として「情報に関する自他の権利を尊重して責任ある行動をとる態度（情報社会の倫理）」「情報社会におけるルールやマナー、法律があることを理解し、それらを守ろうとする態度（法の理解と遵守）」「情報社会の危険から身を守り、危険を予測し、被害を予防する知識と態度（安全への知恵）」「生活の中で必要となる情報セキュリティの基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための対策・対応についての知識（情報セキュリティ）」

「情報社会の一員として公共的な意識をもち、適切な判断や行動を取る態度（公共的なネットワーク社会の構築）」を挙げている。

長谷川⁵⁾によれば、A市小学校と中学校を対象に情報モラル指導に関して、指導計画等の有無、実施している教科等と時数、具体的な指導項目についての指導の必要性、実際の指導項目、指導上の問題点等について調査を行ない、小学校と中学校に共通して仲間とのネットコミュニケーションにおけるルール・マナー等の指導の必要性を示している。また辰島⁶⁾は、自身が行う中学校・高等学校での「情報モラル」の授業内容を紹介するなかで、日々変化する社会と進化する情報通信技術の影響の中、「情報モラル」を指導するに当たり、教室にとどまらない新鮮な教材を求め、同時に好奇心旺盛な年頃は劣等感と隣り合わせでもあり、多感な思春期の生徒に対してあるべき姿であるモラルを教えることは工夫がいることを指摘している。

3. 情報モラル教育が求められた起因

3.1 情報モラル教育の推進と実態

情報モラル教育については、「第1期教育振興基本計画」（平成20年7月閣議決定）において、青少年を有害環境から守るための取組を推進する観点より、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子供たちが有害情報に巻き込まれないよう、地域・学校・家庭に情報モラル教育を推進することが挙げられたことに始まる⁷⁾。

そして「第1期教育振興基本計画」を受け、2009（平成21）年4月から「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得することができるよう、社会教育及び家庭教育と併せて学校教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進を図ることが規定された⁸⁾。また、青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースにおける会議資料⁹⁾では、2013（平成25）年度「情報活用能力調査（小・中学校）」¹⁰⁾によると他者の個人情報取り扱いや不正請求等の危険への対処に課題があることが明らかとなり、児童生徒に「情報モラル」を身に付けさせることが一層重要であるとされた。そこで、文部科学省では、2014（平成26）年8月に「子供のための情報モラル育成プロジェクト」の一環として、全国の都道府県・政令指定都市教育委員会や学校の取り組みを実践事例集として取りまとめた。その事例集には教育委員会主体型、学校生徒主体型、地域主体型の32実践事例が収められてい

る¹¹⁾。

3.2 青少年のインターネット活用状況と情報モラル教育の必要性

青少年のSNSをはじめとしたインターネットの利用状況については、2021（令和3）年3月に内閣府が公表した「令和2年度青少年のインターネット利用環境実態調査」¹²⁾の結果において報告されている。インターネットを利用していると回答している青少年（小学生・中学生・高校生）の平均利用時間は、2016（平成28）年度以降すべてにおいて増加傾向にあり、例えば小学生の2016（平成28）年度と2020（令和2）年度を比較すると、平均利用時間が約1.6倍に増加していた。また、3時間以上利用している割合

も高校生は、2019（令和元）年度に66.3%であったが2020（令和2）年度は69.5%と増加しており、インターネット利用が長時間化していることが指摘できよう¹²⁾。

インターネットを利用すると回答した青少年らの利用内容の内訳は、小学生では、ゲーム（82.5%）、動画視聴（78.3%）、コミュニケーション（41.6%）、中学生では、動画視聴（86.2%）、ゲーム（79.0%）、コミュニケーション（77.2%）、高校生では、コミュニケーション（93.4%）、動画視聴（92.1%）、音楽視聴（85.9%）が上位項目に挙げられ、コミュニケーションツールやゲーム・動画視聴など娯楽として利用していることが伺える。しかしながら、勉強や学

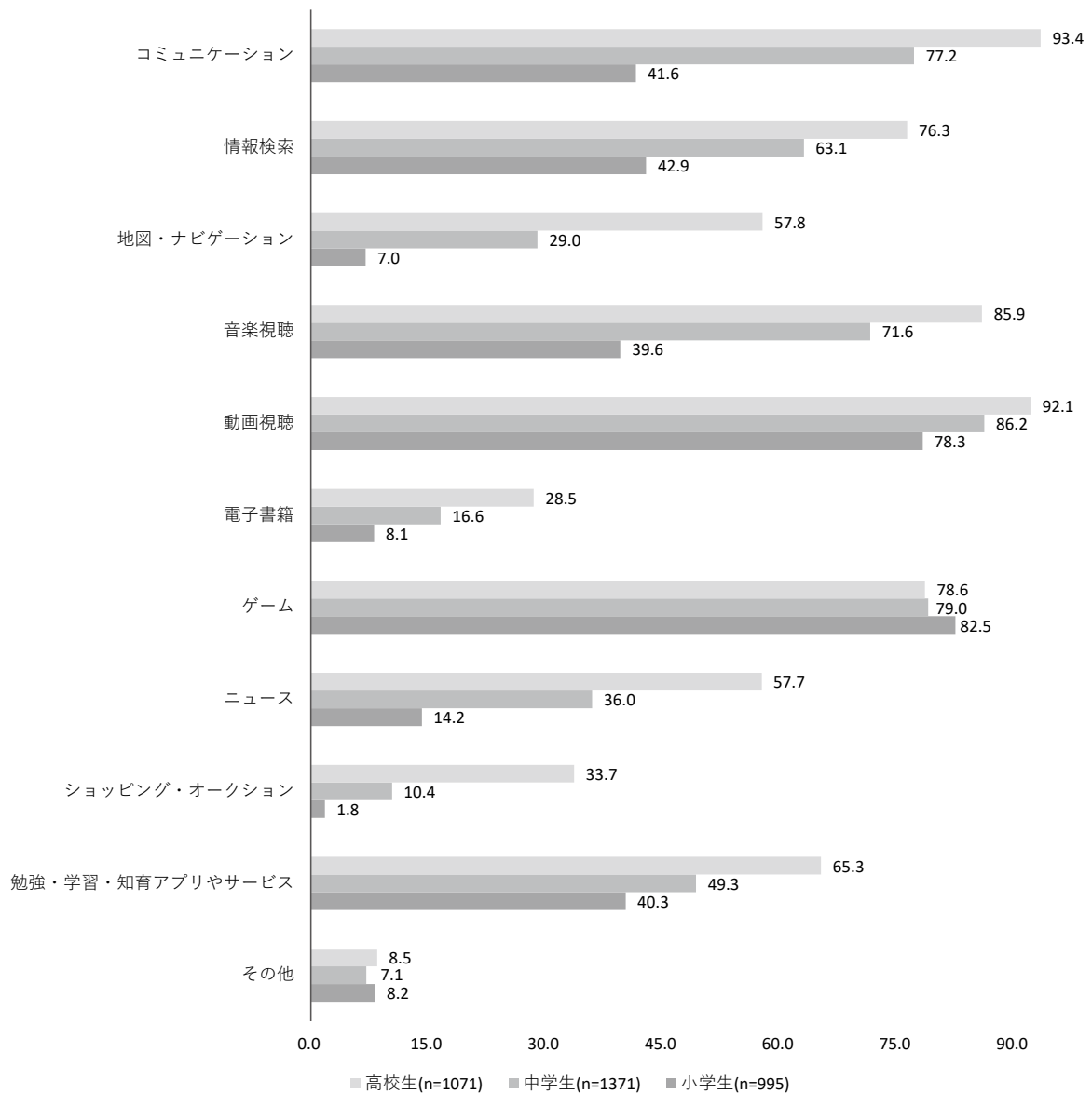


図1 インターネットを利用すると回答した青少年らの利用内容の内訳（複数回答）（%）
出典：内閣府¹²⁾

習、知育アプリやサービスの利用について、小学生が40.3%、中学生が49.3%、高校生が65.3%と回答していることから、学習ツールとしてインターネットを利用している児童生徒の存在も認識しておく必要がある。

このようにインターネットの利用が増加する中で、インターネットを利用することによって被害を被った児童生徒がいることも事実である。警察庁が公表した情報¹³⁾によれば、SNSに起因する事犯の被害児童数は、2020（令和2）年は1,819人であり、前年より12.6%減少したものの、2013（平成25）年の1,293人以降増加傾向にあり、2016（平成28）年からの過去5年で48%増加しているという。

つまり、このような状況下において、情報の高度化やAIの技術革新の急速な進展がすすみ、スマートフォンなどのデジタル機器やSNSが子供たちの間にも急速に普及し、インターネットの利用が長時間化しており、コミュニティサイト等での犯罪被害等も生じているという状況のなかで、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることがより一層重要視されているといえよう。

4. 学習指導要領における情報教育・ICTを活用した教育の位置付け

2017（平成29）年3月に告示された小学校・中学校の学習指導要領と2018（平成30）年3月に告示された高等学校の学習指導要領をもとに考察する。

小学校、中学校、高等学校すべてにおいて共通する事項は、次の2点である。1点目は情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けたこと、2点目は学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実を図ることに配慮す

ることを明記したことである。教育内容の主な改善事項として、情報活用能力（プログラミング教育を含む）が挙げられており、コンピュータ等を活用した学習活動の充実、つまりコンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成が明記された。

2019（令和元）年に文部科学省が作成した「教育の情報化に関する手引」¹⁴⁾の「第2章 情報活用能力の育成」によると、情報教育の3観点8要素は図2に示すことができ、本論で扱う情報モラルは「情報社会に参画する態度」と関連が深い。この3観点8要素を学習指導要領における資質・能力の3つの柱に沿って再整理したものを表1に示した。

まず「知識・技能」に関連する項目として「情報の科学的な理解」が挙げられる。これは、情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解であったり、適切に情報を扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解である。

次に「思考力・判断力・表現力等」として「情報活用の実践力」が挙げられる。これは、課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含め、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力である。

最後に「学びに向かう力・人間性等」として「情報社会に参画する態度」が該当する。これは、社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度である。

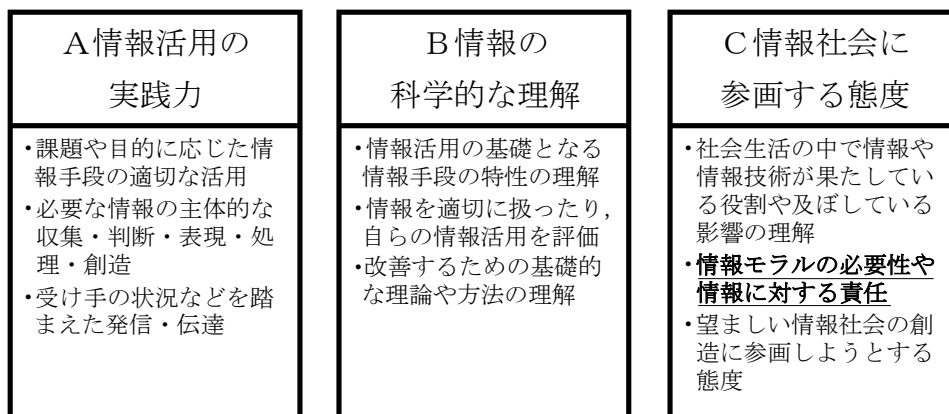


図2 情報教育の3観点8要素 出典：文部科学省¹⁴⁾

表1 新学習指導要領3つの柱と情報活用能力の再整理

<p>1) 知識・技能</p> <p>何を理解しているか</p> <p>何ができるか</p>	<p>「情報の科学的な理解」</p> <p>情報と情報技術を活用した問題の発見</p> <p>解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能 ・情報と情報技術を活用して問題を発見・解決するための方法についての理解 ・情報社会の進展とそれが社会に果たす役割と及ぼす影響についての理解 ・情報に関する法・制度やマナーの意義と情報社会において個人が果たす役割や責任についての理解
<p>2) 思考力・判断力・表現力等</p> <p>理解していること、できることをどう使うか</p>	<p>「情報活用の実践力」</p> <p>様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結び付けて新たな意味を見いだす力や、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な事象を情報とその結び付きの視点から捉える力 ・問題の発見・解決に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力（相手や状況に応じて情報を適切に発信したり、発信者の意図を理解したりすることも含む） ・複数の情報を結び付けて新たな意味を見いだしたり、自分の考えを深めたりする力
<p>3) 学びに向かう力・人間性等</p> <p>どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか</p>	<p>「情報社会に参画する態度」</p> <p>情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度を身に付けていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を多面的・多角に吟味し、その価値を見極めていこうとする態度 ・自らの情報活用を振り返り、評価し改善しようとする態度 ・情報モラルや情報に関する責任について考え行動しようとする態度 ・情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度

出典：文部科学省¹⁻³⁾をもとに筆者作成

5. 東京都における情報モラル教育の実態

本論で扱う情報モラルは、情報教育の3観点8要素の「情報社会に参画する態度」と関連が深い。そこで具体的な事例として、東京都の現状を取り上げ、児童生徒のインターネット利用状況や情報モラル推進校の取り組みについて見ていくこととする。

東京都教育庁が実施した2019（令和元）年度「児

童・生徒のインターネット利用状況調査¹⁵⁾によると、小学生の65.3%，中学生の86.5%，高校生の97.1%がスマートフォンを利用している。SNSアプリの1つであるLINEの利用状況は、小学生で40.3%，中学生で84.8%，高校生では98.5%が利用しており、YouTubeは、小学生の86.9%，中学生の92.0%，高校生の94.5%が利用していた。

また、31.8%が小学校入学前から、52.1%が小学校1～3年生までにインターネットの利用を開始しており、小学生の1日のインターネット利用時間は1時間程度が32.9%、2時間程度が20.7%であった。一方、ほとんど使わない児童も16.6%いた。しかし、中学生になると2時間程度が28.2%、3時間程度が23.1%に増え、4時間程度の生徒も12.0%いた。さらに高校生になると3時間程度が20.5%で、2時間程度が13.4%、4時間程度が16.5%、6時間を超える者も21.9%おり、校種が上がるにつれ、インターネットの利用時間が増えている傾向にある。

インターネットの普及は利用者に利便性や恩恵をもたらす一方、児童生徒はもとより大人も含めた利用者のモラルを欠いた使い方により、さまざまな問題やリスクが生じている現状がある。その中でも特に深刻な問題として「ネットトラブル」や「いじめ」が挙げられる。

それでは、「情報モラル」の充実を図るためどのような取り組みがなされているのだろうか。東京都教育委員会は、情報モラル教育の取り組みや授業実践を普及するため、2016（平成28）年度に小学校5校、中学校5校、高等学校7校、特別支援学校3校、2017（平成29）年度に小学校2校、中学校1校、特別支援学校3校、特別支援学校3校、2018（平成30）年度は、小学校2校、中学校2校、高等学校3校、特別支援学校1校を情報モラル推進校として指定した¹⁶⁻¹⁸⁾。

これらの推進校は、実践事例集や授業を公開しており、情報モラル教育がどの教科で行われたかを表2に示した。まず小学校では「総合的な学習の時間」、「特別の教科 道徳」、「特別活動」等で行われ、中学校では「特別活動」、「特別の教科 道徳」、「総合的な学習の時間」、高等学校では「人間と社会」、「情報」、「家庭総合」や課外活動、特別支援学校では、「総合的な学習の時間」や「特別の教科 道徳」、「職業・家庭」、「情報」で行われていた。つまり、高等学校を除いて情報モラル教育が実施されていた教科は、「総合的な学習の時間」と「特別の教科 道徳」であった。また小学校と中学校では、「特別活動」においても実施されており、高等学校と特別支援学校では、「情報」など情報モラルに関連ある教科で実施されていた。

加えて、東京都では独自の教材開発にも取り組んでいる。SNS東京ノート¹⁹⁾は、東京都教育委員会、株式会社LINE、静岡大学塩田研究室が共同で開発に取り組み、2017（平成29）年3月23日に都内公立学校の全児童生徒向けに配布され、2018（平成30）年9月には活用の手引きが発行された²⁰⁾。2019（平成31）年4月25日には、東京SNSルール（2015年11月に策定）が図3のように改訂され、「個人情報を教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない」ことが新たに加わった。

新ルールに伴いSNS東京ノートも改訂された²¹⁾。

表2 東京都情報モラル推進校における実践内容及び実施教科

年度/校種	平成28年度（計20校）	平成29年度（計9校）	平成30年度（計8校）
小学校	総合的な学習の時間 特別活動 夏休みの宿題	<u>A校：総合的な学習の時間</u> B校：特別の教科 道徳	<u>J校：学級活動、道徳</u> <u>※保護者向講演会も実施</u> K校：学級活動
中学校	特別活動 道徳	<u>C校：道徳</u>	<u>L校：総合的な学習の時間</u> M校：道徳
高等学校	人間と社会 家庭総合 情報（社会と情報、情報の科学、選択科目 情報ビジネス・デザインの応用） 課外活動 夏季休業中の活動	D校：人間と社会 E校：デザイン演習 F校：建築科 情報技術	N校：情報（情報の科学） O校：情報（社会と情報） P校：情報（情報の科学）
特別支援学校	保護者向けに講習会を開催（全13回） 道徳 職業・家庭	G校：総合的な学習の時間 H校：情報（社会と情報） I校：職業・家庭（情報）	Q校：道徳・総合的な学習の時間

出典：東京都教育庁の資料を基に筆者整理¹⁶⁻¹⁸⁾

※アンダーラインを引いた4校（小学校2校、中学校2校）の事例を本論文で紹介した。

改訂版東京 SNS ルール (2019年4月25日改訂)

- (1) スマホやゲームの1日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。
- (2) 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。
- (3) 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。
- (4) 個人情報を教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。
- (5) 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。

図3 改訂版東京 SNS ルール 出典：東京都教育庁²¹⁾

このことは、SNSに関連する教育課題が急速に拡大かつ深刻化していることを示しており、スピード感を持った対応策が求められているため、2020(令和2)年11月20日に「とうきょうの情報教育 情報教育ポータルサイト」を立ち上げ、「プログラミング教育」「情報モラル教育」「ICT教育事例を探す」「TOKYO スマート・スクール・プロジェクト」「教材・資料」についての情報発信を始めた²²⁾。

さて次に推進校における「総合的な学習の時間」に関する取り組みをみていくことにする。例えばA小学校¹⁷⁾では第3学年を対象に「使いすぎているかな」というタイトルで東京都独自の教材「SNS東京ノート」を活用して携帯電話やスマートフォン、ゲーム等の使用時間について考え、1日の時間の使い方を見直す活動を行った。この取り組みでは、SNS東京ルールとSNS学校ルールを確認させるとともに、SNS東京ノートの「家庭から」の欄を活用し、家庭との連携につなげていた。この「SNS東京ノート」を活用した事例としては、L中学校¹⁸⁾において東京都と連携している教職大学院の学生による指導が挙げられる。

次に「特別の教科 道徳」における取り組みは、C中学校¹⁷⁾では、全学年の道徳で「みんなで守ろう 情報モラル」というタイトルで、SNS東京ノートに登場するカード教材を使い、自分と相手との違いに気付く活動を行い、自分の思いを相手に適切に伝えることの難しさや、人によって様々なものの考え方があることを理解し、SNSを通じた関わり方についてグループワークを行い意見交換させていた。次にJ小学校¹⁸⁾では、学級活動の時間を使い、地域の高等学校の生徒がスマートフォン等の使い方や注意点を教え、続いて「特別の教科 道徳」の授業で「SNS東京ノート」を活用してLINEを介したはじめについて学び、道徳公開授業と同日の午前中に保護者向

け講演会を開催していた。

上記の事例のように道徳教育は、「特別の教科 道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、それらを通じて「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」が育成される。また、「総合的な学習の時間」においては、探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するなど、実社会や実生活に関連した教科横断的な学習の中で様々な能力が育成される。つまり、学校教育の要であり教科横断的な役割をもつ「特別の教科 道徳」と「総合的な学習の時間」が「情報モラル」の視点(力量を含む)を培う際にコアになるべき科目といえよう。

このほか、東京都の2017(平成29)年度情報モラル推進校であるA小学校¹⁷⁾、C中学校¹⁷⁾は、「総合的な学習の時間」や「特別の教科 道徳」を情報モラル教育実践の場として行っていた。加えて、2018(平成30)年度推進校のL中学校¹⁸⁾やJ小学校¹⁸⁾の事例では、前年度の事例を発展させ、情報モラル教育を1つの教科だけで単発的に行うものではなく、「総合的な学習の時間」や「特別の教科 道徳」や「特別活動」の時間を相互に関連させながら実施しており、かつ学校と地域や保護者が一丸となって情報モラル教育に互いが連携・協力して取り組んでおり、新しい学習指導要領が目指すこれからの教育課程の理念である「社会に開かれた教育課程」²³⁾の実践につながるような取り組みといえよう。

6. まとめ

2019(令和元)年度の東京都教育庁「児童・生徒のインターネット利用状況調査」報告書¹⁵⁾によると、利用時のルールやマナーの情報源は、小学校の場合、「学校で教えてもらった」は44.5%、「家族から教え

てもらった」は68.6%となっている。つまり、約7割の児童は家庭において利用時のルールやマナーを教えてもらっているが、逆に約3割は教えてもらっていないということも指摘できる。特に小学生の段階で約9割がインターネットを利用している状況に鑑みると、統一的な指導の機会が必要であり、学校教育で行うことが適切と言えよう。そのため、学校現場においては、児童の実態に応じた小学校低学年からの「道徳、特別活動の時間、生活科を相互に関連付けた教育活動」、小学校中学年からの「道徳、総合的な学習の時間、特別活動の時間を相互に関連付けた教育活動」すなわちカリキュラム・マネジメントの視点が重要である。

学校教育の要であり教科横断的な役割をもつ「特別の教科 道徳」と「総合的な学習の時間」が「情報モラル」の視点（力量を含む）を培う際にコアになるべき科目といえるが、小学校及び中学校では「特別活動」でも取り上げられていることから、「特別

の教科 道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」を横断した情報モラル教育の展開が望まれる。

また、インターネットの利用は学校内に限らず、平日の帰宅後や休日など家庭における利用が長時間を占めている実態があり家庭での教育も重要なため、家庭内ルールの確立には保護者との連携協力が不可欠である。さらには、コミュニティ・スクールの実践事例として地域と小・中学校などの学校が協同してインターネットの使用ルールや情報モラルについて「ノーメディアデー」などを企画して、地域と一体的に課題に取り組むことが報告²⁴⁾されており、今後はコミュニティ・スクールにおける情報モラル教育の取り組みが期待される。つまり、情報モラル教育をより充実させるためには、新学習指導要領の着目点の1つである「社会に開かれた教育課程」の理念である「学校・地域・保護者の連携・協同」の視点を加えることが必要不可欠であり、具体的にどのように加えるかが課題であると考えられる。

付 記

本研究は、2019（令和元）年12月に教育実践学会第27回大会で口頭発表をした「情報モラル教育の先進的な取り組みに関する一考察—「総合的な学習の時間」と「道徳」の実践事例をもとに—」（佐藤典子単独発表）の研究内容に加筆修正したものである。

文 献

- 1) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成29年告示）。東洋館出版社、東京、2018。
- 2) 文部科学省：中学校学習指導要領（平成29年告示）。東山書房、京都、2018。
- 3) 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成30年告示）。東山書房、京都、2018。
- 4) 国立教育政策研究所：情報モラル教育実践ガイダンス。
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/guidance.pdf>, 2011。（2021.3.21確認）
- 5) 長谷川春生：小学校・中学校における情報モラル指導の現状と課題—小学校・中学校間の指導内容や課題の比較を通して—。富山大学人間発達科学部紀要, 10(2), 305-315, 2016。
- 6) 辰島裕美：情報モラル教育の現状と課題—中学校と高等学校における実践授業の提言—。コンピュータ&エデュケーション, 24, 14-19, 2008。
- 7) 文部科学省：第1期教育振興基本計画。
https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/05/15/001_1.pdf, 2008。（2021.3.21確認）
- 8) 総務省：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律。
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=420AC1000000079>, 2009。（2021.3.21確認）
- 9) 総務省：情報モラル教育について。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000662206.pdf, 2019。（2021.3.21確認）
- 10) 文部科学省：情報活用能力調査（小・中学校）。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1356188.htm, 2014。（2021.3.21確認）
- 11) 文部科学省：情報モラル実践事例集。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408132.htm, 2015。（2021.3.21確認）
- 12) 内閣府：令和2年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（概要）。
https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r02/net-jittai/pdf/kekka_gaiyo.pdf, 2021。（2021.3.21確認）
- 13) 警察庁：令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況。

- <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/R2.pdf>, 2021. (2021.3.21確認)
- 14) 文部科学省：教育の情報化に関する手引き。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html, 2020. (2021.3.21確認)
- 15) 東京都教育庁：令和元年度児童・生徒のインターネット利用状況調査。
https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/doc/r1_net_use.pdf, 2021. (2021.3.21確認)
- 16) 東京都教育庁：平成28年度情報モラル推進校実践事例集 主体的な情報モラル教育について。
http://www.ijime.metro.tokyo.jp/school/pdf/10_moral_jissen.pdf, 2017. (2021.3.21確認)
- 17) 東京都教育庁：平成29年度情報教育推進校実践事例集。
https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/doc/16_jouhokyouiku_suisin.pdf, 2018. (2021.3.21確認)
- 18) 東京都教育庁：「平成30年度情報モラル推進校」。
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/designated_and_promotional_school/ict/information_moral2018.html, 2018. (2021.3.21確認)
- 19) 東京都教育庁：「4 SNS 東京ノート」。
<https://ijime.metro.tokyo.lg.jp/school/index.html#snsnote>, 2020. (2021.2.17確認)
- 20) LINE 株式会社公共政策室：「SNS ノート情報モラル編活用の手引き」
https://d.line-scdn.net/stf/linecorp/ja/csr/sns_note_guide_20200301.pdf, 2018. (2021.3.21確認)
- 21) 東京都教育庁：「『SNS 東京ルール』の改訂について」。
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/04/25/documents/06.pdf>, 2019. (2021.2.17確認)
- 22) 東京都教育庁：「とうきょうの情報教育ポータルサイト」。
<https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/link.html>, 2020. (2021.2.17確認)
- 23) 文部科学省：「社会に開かれた教育課程の実現に向けて」。
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/syakaini-hirakareta.html>, 2021. (2021.2.17確認)
- 24) 佐藤晴雄：コミュニティ・スクールの全貌—全国調査から実相と成果を探る—。風間書房，東京，2018。

(2021年7月6日受理)

A Study on the Current Situation and Issues of Information Ethics Education: Based on the Case of “Morality” and “Time for Comprehensive Study”

Noriko SATO, Kunitomo SAKUMA, Maho TANAKA and Nobuyuki YAMANAKA

(Accepted Jul. 6, 2021)

Key words : information ethics education, ethics, period for integrated studies, new course of study

Abstract

This paper focuses on “the necessity of information morality and the responsibility for information” among the attitudes of those participating in the information society, which is one of the three elements of information utilization ability, and issues regarding the handling of “information morality” education in school education. The purpose of this research is to clarify points and issues. As a result, in the elementary and junior high schools in Tokyo that promote information morality, “ethics education” and “period for integrated courses,” which are the cornerstones of school education and have a cross-curricular role, are the subjects that should play a key role in cultivating the perspective of “information morality”. However, information ethics education was not implemented only in one subject, but also in “ethics education,” “period for integrated studies,” and “the study extracurricular activities” by interconnecting them. In order to enhance information ethics education, it is important to consider how to add the perspective of “cooperation and collaboration among schools, communities, and parents”.

Correspondence to : Noriko SATO

Department of Nutritional Sciences

Tohto University

4-2-7 Kamishibachonishi, Fukaya, 366-0052, Japan

E-mail : noriko.sato@tohto.ac.jp

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.31, No.1, 2021 251 – 260)